

○上越教育大学いじめ・生徒指導研究センター設置要項

(令和2年8月5日学長裁定)

(設置)

第1条 上越教育大学学則(平成16年学則第1号)第15条の規定に基づき、上越教育大学いじめ・生徒指導研究センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、教育機関、学校及び地域社会と連携しながら、いじめや生徒指導等の学校教育の実践に関する諸課題に係る理論的・実践的・開発的研究を推進し、学校教育の改善、充実及び発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) いじめ・生徒指導に係る理論的・実践的研究に関すること。
- (2) 教育機関、学校及び地域社会との連携・支援に関すること。
- (3) いじめ・生徒指導に係る理論的・実践的研究に関する産学官連携の推進(外部資金の獲得を含む。)に関すること。
- (4) 大学院学校教育研究科専門職学位課程及び学校教育学部の授業支援に関すること。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織等)

第4条 センターは、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) いじめ・生徒指導研究センター長(以下「センター長」という。)
 - (2) センターに兼務する教員(以下「兼務教員」という。)
 - (3) その他必要な職員
- 2 センター長は、国立大学法人上越教育大学(以下「本学」という。)の教授のうちから学長が指名した者をもって充て、センターを統括する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 兼務教員は、本学の教員のうちから学長が命ずるものとする。

(会議)

第5条 センター長は、センターの業務に関する事項を審議するため、前条第1項に定める者による会議を招集し、その議長となる。

- 2 センター長は、必要があると認めるときは、前項に定める者以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(研究員)

第6条 センターが実施する各種事業を推進するため、学内及び学外の教員等を協力者とすることができる。

- 2 前項の協力者を研究員と称する。
- 3 第1項に規定する学外の教員等のうち研究員とすることができる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の教員
 - (2) 教育委員会の指導主事等
 - (3) 地域連携及び産学官連携の推進協力者等
 - (4) その他センター長が適当と認めた者

(事務の処理)

第7条 センターに関する事務は、研究連携課において処理する。

(細則)

第8条 この要項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 この要項の施行後最初に指名されるセンター長の任期は、第4条第3項本文の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。